

総務委員会記録

日時	令和2年6月17日(水) 午前 9時59分～午後 0時 7分
場所	第5・第6委員会室
出席委員	◎助川 忠弘 ○岡田 智佳 桜田慎太郎 佐藤 浩 塚本竜太郎 林 伸司 古川 隆史 松本 寛道 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(鬼沢徹雄) 総務部長(高橋直資) 行政課長(藤井利夫) 給与厚生室長(真田理江) 給与厚生室主幹(實方 健) 給与厚生室副主幹(矢作貴弘) 企画部長(飯田晃一) 次長兼情報・業務改善課長(長妻敏浩) 情報・業務改善課副参事(阿部信行) 財政部長(高橋秀明) 次長兼市民税課長(小宮山 勉) 市民税課主任(奥野裕之) 債権管理課長(谷口隆一) 契約課長(新井賢蔵) 資産税課長(虻川知也) 消防局長(椎名正浩) 参事兼企画総務課長(関口孝幸) 参事兼警防課長(伊藤政則) その他関係職員

午前 9時59分開会

○委員長 それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案を1件ずつ行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しております。反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定をしてください。スマートフォン等は、会議中操作されないよう御注意願います。その他電子機器の持ち込みは禁止されておりますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より第5・第6委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスの対応に尽力いただいているところでございます。この点を考慮し、質疑につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案の第1区分、議案第2号、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市水道事業運営審議会設置に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。委員の皆さん、いかがでしょうか。

○松本 では、まず議案第2号について伺います。新しく防疫関係の手当を設置するということなのですが、保健衛生手当との違いについてお示してください。

○給与厚生室長 従来の保健衛生業務手当に加えまして、このたび国のほうでこちらの防疫等作業手当について特例を設けて、市でも該当する業務が発生するという事で、新たに新設をしようとするものです。以上です。

○松本 これは、重複して受給することもあるのでしょうか。

○給与厚生室長 重複の受給はございません。

○松本 そして、頂いた資料の中で様々な特殊勤務手当がありますが、この特殊勤務手当を設定する、またはなくすというのは、どのような基準に基づいて行われるのでしょうか。

○給与厚生室長 こちらは、定期的にとということではなく、都度都度時代の要請ですとか、起こった状況に応じて、国が設定したものに準じて原則は設定をしております。見直しというのも決まったタイミングというのはございませんが、こちらもやはり給与体系の見直しですとか、いろいろなタイミングを見て、内容の重複ですとか、そういったものも精査されていくものと思っております。

○松本 特殊勤務手当については、本来業務ではないかという批判もされることがあります。こうした点については、どのように見直されているのでしょうか。

○給与厚生室長 こちらも申し訳ありません、繰り返しですが、定期的に見直すということは決まっておりますけれども、やはりそういった御指摘をいただいたり、新たな手当を設定する際にいろいろな見直しが入ったりするものと考えております。

○松本 続いて、議案第3号について伺います。市税条例第75条の3を新設することなんですけど、ここについて、どのような内容なのかお示してください。

○資産税課長 こちらのほうにつきましては、固定資産税の現所有者の方に申告の義務化をするものでございます。以上です。

○松本 前回でもこの似たようなところの改正があったわけですが、この違いについてはいかがでしょうか。

○資産税課長 前回の臨時議会のほうで専決処分でお出ししたもののなんですけど、ちょっと順番的には今回お出ししたこちらのもののほうが先になるかと思うんですが、登記簿上の所有者が亡くなられた場合につきまして、相続登記がされるまでの間、現所有者の方に誰が相続をするかということをお知らせしていただくもの、これが今回お出ししたものになります。前回お出ししたものは、それでも相続する方が誰もいない場合について、それを使っている方がいる場合につきましては、その使っている方に課税することができるという制度に拡大したものの、それが前回お出ししたのものになります。以上です。

○松本 次に、34条の2の関係ですが、寡婦控除にこれまで男性も含まれていたものが、男性がここから除かれるということによろしいでしょうか。

○次長兼市民税課長 要は婚姻歴の有無による不公平と、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を解消するということです。どちらが有利、不利ということではないというふうに考えています。以上です。

○松本 第34条の2からは、男性がこの寡婦から除かれるのでしょうか。

○次長兼市民税課長 これまで500万の所得制限がかかっていた独り親の部分、男性の場合は500万円を超えると対象外だったんですが、それを見直したということでご

ざいます。以上です。

○**市民税課主任** 今回の改正では、寡婦控除という用語は改正されるんですけども、新たに規定されるひとり親控除というもので、男性も今までと同じように控除を受けられるようになっております。以上です。

○**松本** 婚姻歴の有無に関わらず、そこは平等になるということはよいことだと思います。ただ、相変わらず男女間の違い、私は差別のように感じますけれども、これが残るということは非常に大きな問題だと思います。男性であってもやはり貧しくて、貧しいながら扶養している方いるわけですし、その点については問題意識はどのようにお持ちでしょうか。

○**次長兼市民税課長** 今回500万の所得制限がなくなって、ということで差は解消されるというふうに見ております。ひとり親控除とこれまでの寡婦控除という形で、2つの独り親世帯に対する控除をいわゆる統一したということで、差は縮まった改正だというふうに見ております。以上です。

○**松本** ひとり親控除ではなくて、寡婦控除の話です。その点について、改善はされないのでしょうか。

○**次長兼市民税課長** 寡婦控除に関しても、要は子供の有無であるとか、扶養親族の子供がありとか、扶養親族のなしであるとか、そういったところを統一した改正になっていきますので、これによって相当公平感が図られたというふうに理解しております。以上です。

○**松本** 寡婦控除について、男性は含まれなくなるのではないですか。

○**市民税課主任** 先ほども説明させていただいたんですけども、寡夫控除という言葉はなくなるんですけども、ひとり親控除というのが新たに規定されますので、そこで今までと同じように控除を受けられるようになります。もともとあった寡婦、女性の控除につきましては、制度の創設が戦争未亡人とかのための制度として規定されていたものという経緯がありますので、その部分はこの改正によっても残るといふふうになっております。

○**松本** だから、その点では男女の違いってまだ残るわけですよ。いかがですか。

○**次長兼市民税課長** 実態としては、今回の統一により差はなくなるものとは見ています。おっしゃるとおり男性の寡夫というのはここで消えるんですが、実質的にはひとり親控除として残るので、要は実情としては正しい方向と言ったらあれですけど、目的は達せられるのかなというふうに考えております。以上です。

○**松本** この税控除に、寡婦控除において、男女間で差がないということですか。

○**次長兼市民税課長** 今回の改正で、いわゆる実質的な差はなくなるのかなというふうに考えております。以上です。

○**松本** 今ので合っていますか。寡婦控除における男女間の差って残るんじゃないんですか。

○**次長兼市民税課長** 先ほどの説明のとおり寡婦控除とひとり親控除という、要は2つの控除、合わせ技と言うとあれですけど、ここでいわゆる整理をしたという考

え方に立っております。以上です。

○松本 子供以外の扶養親族がいる所得500万以下の男性の控除というのはありますか。

○市民税課主任 もともと寡夫の控除でも扶養親族、子供以外の方を扶養している者に対しては所得控除の適用がありませんでしたので、それがそのままひとり親控除に変わっても維持されることとなりますので、委員おっしゃるとおり寡婦控除というものに関して男女間の差というのは、まだ生じるころはあります。以上です。

○松本 婚姻歴の有無や男女の性別の違いによってこうやって差があるのは、本当に大きな問題なので、これはぜひ改正していかないといけないと思います。

続いて、議案4号です。これは、追加する会議は13ということなのですが、残りの2つについてお示してください。

○次長兼情報・業務改善課長 今御質問で、条例で会議の定めがあるのが15、それから今回の改正が13の条例ということで、その2つという御質問だったと思います。

1つ目につきましては、柏市感染症診査協議会条例でございまして、書面方式の規定がもう既にあるものでございます。

2つ目につきましては、柏市史編さん委員会設置条例でございまして、こちらにつきましては会議の定めというものはあったわけなんですけど、今回の改正の目的であります半数以上の出席、過半数の議決を全員に意見照会、半数以上の意見書の提出で決定という改正の部分につきましては、この市史編さん委員会の条例には定めがございませんでしたので、今回の改正には当たらないものと考えております。以上でございます。

○松本 オンラインによる会議というのは、どのような扱いになるのでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 オンライン会議、ウェブを使った会議でございまして、通常の会議と同じような取扱いと考えてございまして、公開、非公開につきましても同様の考え方を取ってまいります。以上でございます。

○松本 書面の会議にするよりもオンライン会議にしていくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 松本委員のおっしゃるとおりだと考えております。私どもは、附属機関につきまして総合的に担当してございまして。こういった部分に関しましても、本来の会議を各担当の部署にお勧めしてございまして、それが難しい場合につきましてはウェブ会議を選択していただきます。さらに、どうしてもそういったことでは開催できないという場合につきましては、これは条例の改正が必要ということでございまして、書面方式につきまして今回お願いしているところでございます。以上です。

○松本 審議会については、これまでも形骸化しているのではないかという批判もされてまいりました。市役所から出されたものを追認していくような形になっていないかという批判がされてまいりました。それがより形骸化していくような形になりかねないものでもありますが、この書面にするものの制限というのは、ど

のように設けるのでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 基本的に書面方式による場合というのは、やむを得ない事情がある場合、例えば今回の新型コロナウイルスの蔓延につきましての防止をどうしても優先しなければいけないといったようなことにつきまして、もしくは災害時、天災ですが、地震だとか、風水害の後とかいうときに関しましては、どうしても書面でしなきゃいけないといったものになるかと思imasるので、そういったことにつきましては、私どものほうと担当課と相談することが多々ございますので、そういったことで選択してまいります。以上です。

○渡部 まず2号から伺います。今回この新しく新設される3,000、4,000円の防疫手当なんですけども、これ国に準じて制定されると思imasですけども、この金額については3,000円とか4,000円でなければならないということはないということでしょうか。

○給与厚生室長 必ず国の金額のとおりでなければならないということはございませませんが、全般として手当、給与等は国に準じて定めておりますので、これが特段の事情がなければ準ずるものと考えております。

○渡部 大変な作業をやる方の手当というのがこの水準でいいのかなというふうにもちょっと思いました。それで、今松本委員のほうからも特殊勤務手当のところ、保健衛生業務手当のことの質問がありましたけれども、この400円というのも金額的には非常に印象として少ないな、少ない金額だなというのを印象を持ちました。それで、実際に今回のコロナに関して、保健衛生業務手当が適用になった方の人数というのはどのくらいなのでしょうか。

○給与厚生室長 最終的に支給の対象となる人数というのは、これから把握されるものになりますので、申し訳ございませませんが、現時点では数字は出ておりません。以上です。

○渡部 じゃ、例えば1日当たりですとか、この作業に従事している方って実際いらっしゃるわけですから、どのくらいの方が、最終的な人数は結構です。大体どのくらい1日当たりそういう作業をやったら、何人くらいがこういう作業に従事するというあたりでも結構です。

○給与厚生室長 こちら、主にこういった検査については、保健所の衛生検査課が担当しておりますけれども、検査の件数によって1日当たり4名ですとか、2名ですとか、その日によって対応していると聞いております。

○渡部 この特殊勤務手当のほうなんですけども、やはり例えば救急手当が1回200円とか、非常に金額的には低いなと思imasして、確かに今まで私の記憶では調理師の手当というのがいつだったかなくなったというちょっと記憶があるんですけども、改正はいつという取決めがなくという、先ほどありましたけれども、やはり手当の金額については必要な時期に隣の状況とか、いろいろあると思imasけれども、この金額を見たときに改正が必要ではないかという、そんな印象を持ちました。それで結構です。

次に、議案の3号のほうになります。今まで例えば未婚の独り親の場合は、例えば市営住宅ですとか、保育料ですとか、未婚の人とそうじゃない人との区別がないように、市のほうではみなしの適用をしていたと思います。今後は、みなし適用というのがなくなって、税のほうでその控除になるので、今までのみなし適用はなくなってこれに統一されて、これで同じように差別はなくなるんだという認識でよろしいでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおりです。法のほうが追いついたという認識でおります。以上です。

○渡部 ずっとその改正が言われていながら、なかなかその法の改正が進まなくて、それで自治体のほうが先行してやっていて、国が後からついてきたという。そこに関しては、やはり国のほうでもっと早くに改正をやってほしかったなというふうに思います。この中の説明文の(1)のイの部分なんですけども、対象者は200人というふうな説明あります。いわゆるある一定以上の所得のある人に関して控除がなくなるということなんですけども、これは200人の方は今までよりも要するに税金が増えてしまうということですよ。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおりです。以上です。

○渡部 その影響額というのは、試算されているのでしょうか。

○次長兼市民税課長 最新のデータではないんですが、ざっくりとでよろしければ。

○渡部 はい。

○次長兼市民税課長 この改正、つまり女性の独り親分の人数が200人程度ですの、その影響額26万円を計算しますと約300万ちょっと、312万ほど税収としては増えるという形になります。以上です。

○渡部 今まで控除があった人はなくなって、税金が増えてしまうというのは、ちょっと不利益になることで、いかななものかなというふうにはちょっと思います。ほかとのちょっとバランスとかいうのがありますので、反対するものではないのですけれども、ある程度の所得があって、頑張っている人が今度は新たに増税になってしまうということは何とかならなかつたのかなという、ちょっと思いました。

それで、固定資産税のほうなんですけども、これ三月の経過措置を取ったということ。これ相続放棄の期間を考慮しということは、つまり相続放棄は亡くなったという事実を知ってから3か月以内に放棄をしなければならないということ。来る三月の経過ということでしょうか。

○資産税課長 渡部委員おっしゃるとおり、相続の放棄は被相続人の死亡した日から3か月というふうになっていますので、そこの期間を過ぎればおおむね現所有者の方が決められるものだと思っていまして、おっしゃるとおりその期間の3か月という形になります。以上です。

○渡部 亡くなられたときに、すぐに相続するとか、名義を変更するとかというのは、普通はなかなか少ないというか、遅いんじゃないかと思います。それで、これ

は申告を制度化するということですが、今までも要するに亡くなった人に対して次の相続人がまだ決定していない場合は、同じように申告をお願いしてきた、だけど今回はそれを制度化していますよという、そういうことなんですか、これは。

○資産税課長 まさに渡部委員おっしゃるとおり今までもお願いしていただき、相続する方、納税いただく方というのを決めていただいていたんですけども、それを今回制度化するというので、より私たちにしてみれば事務が進めやすくなるものだと思います。以上です。

○渡部 1,500件って結構多い件数だなというふうに思いました。亡くなられる方は、もちろんもうちょっと多いと思いますけども、その1,500件というのは、亡くなられた方に対して割合的にはどのくらいなんですか。これかなりの件数じゃないかなというふうにちょっと思ったんですけども。

○資産税課長 大体年間で1,800件ぐらい相続があるということが私ども把握していますので、そのうちの1,500件につきましては、今までもお願いという状況で1月1日の賦課期日までに名義のほうのお届けいただいておりますので、18分の15の部分につきましては今までと同じように亡くなった方ではなくて、通知のほうを差し上げることができるものだと思います。以上です。

○渡部 制度化するのは、必要だなというふうに思いました。それで、この作業というのが相当な作業量になるんじゃないかなというふうな気もしました。というのは、こちら側がお願いしても申告がもしかしたらないかもしれない、なかなか決まらないかもしれない、それは臨時議会のときに出た部分にも関連してきますけども、これお願いする人、所有者、現在所有者とは限らないわけですね。いわゆる相続はしていないけれども、税金を払う。ただ、相続人で仮にもめているときに、市がお願いした人が、いや、うちは払わないよとかいうトラブルがあったりとか、これがなかなか市がお願いをしてもスムーズに進まないんじゃないかなって。例えば郵便物が戻ってきてしまうということもあるんじゃないかなとか思っていて、これ結構何回かこういうやりとりをしないと、なかなか通知を出す人が決まらないというケースも実際には多いんじゃないかなという気もしたんですけど、その辺はどうでしょうか。

○資産税課長 まさに3か月という期間を今回なるべく早くお出しいただきたいということで決めさせてはいただいたんですが、話合いがなかなか進まなくてという方ももちろんいらっしゃると思いますので、その方につきましては何回もこちらのほうからコンタクトを取りまして、お出しいただけるように努めていきたいと思っております。以上です。

○渡部 これで結構です。

それで、4号について伺います。附属機関の会議なんですけれども、71の附属機関があって、会議の定めを条例で定めているもの、規則で定めているもの、あと国の要領と、この違いというのは、大きくはどういうところで条例であったり、規則

であったりで決めるというのの大きな違いというのは、どういうことなんでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 大きく分けますと、法律で設置が要請されているもの、それから地方自治法で設置が要請されているもの、すみません、先ほど法律と申しましたのは個別の法律ですね。で、要請されているもの。それからもう一つが個別の条例で設置するというようなものに分けられるかと考えております。多くの柏市の条例の定めにつきましては、大体この3つに分けられるかなと考えております。以上でございます。

○渡部 附属機関って、それ自治体によって結構大きな違いあると思います。それで、条例で定めたり、規則で定めたりって、これは特に統一する必要もなく、何か変更したりとか、なるべくこういうふうにしていこうとか、条例の改正みたいのは特になくて、もう今のまま、もしかすると時代背景とか、そのときの決めた時期とか、そういうので違っていたのかなという気もちょっとしたもので、それをあえて柏市として統一していく必要は特にないということなんでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 統一につきましては、私どもも悩んでいるところではございますが、個別の法律で設置が要請されているものにつきましては、これは個別に設置せざるを、条例をつくらざるを得ない。それから、地方自治法につきましても個別に考えていかなきゃいけないだとか、それからもともとありました古い条例につきましても、これにつきましては内容がそれぞれ様々でございまして、やはり個別法だとか、自治法だとかにつきましても内容を見ますと、統一できるようなものというのはなかなか難しいと。例えば今までの歴史の中で積み上げられてきた条項ですので、議席の決まりがあるだとか、関係人の出席があるだとかというのがそれぞれの条例に書かれておりまして、全てに共通するものというのはなかなか難しいものでございます。ただ、こういった動きというのは、やはり行革の中で10年以上前から手をつけ始めておりますので、将来的にもうまく統一した運用をできるように、こういった形の中でも考えてまいりたいと思っております。以上です。

○渡部 書面方式の追加のところで、附属機関の会議を規則とか国の要領で決めているのは検討中とあります。この検討中ということは、今後書面方式が追加されるという、そういう方向での検討中という理解でよろしいんでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 渡部委員のおっしゃるとおりでございまして、規則に関しましても、やはり今回の条例につきましてお認めいただいた上で、すぐに規則を改正できるようにただいま準備中でございます。以上でございます。

○渡部 書面方式って、できればなるべくやらないほうがいいというか、通常会議が開かれるのが望ましいと思います。このやむを得ない事情があると認めるとき、先ほども地震、風水害ですか、そのときに例えばこの審議会は書面方式でやるけど、同じくらいの時期に会議が開かれるときに、この審議会は会議をやる、この審議会は書面方式だとかいう、そういう違いというのはなく、同じような状況の下ではこの会議も同じように書面方式でというふうに、これは統一されるんでしょうか、

それともそれぞれ何かばらばらなんでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 審議会によりましてそれぞれ事情が異なってまいります。やはり委員さんの数が非常に多い審議会もございますし、それから御高齢の方が多いところもございます。片方では、審議会の委員の方が少ないということの場合は、今回の新型コロナウイルスの蔓延防止を考えた上では、少ない人数の場合は広い会議室を取ることによって開催が可能になってまいることもございますので、そういった指導をしてまいりたいと思います。やむを得ないと、非常に人数が多くて、もうどうしても、どんな広いところ通っても蔓延の可能性が出てしまうといった場合につきましては、やはり書面ということにならざるを得ないという結論が出ることもございますので、同時期になりまして、委員会の性質によりまして変わってまいるかと考えております。以上です。

○渡部 判断というのは、本当に慎重に判断して、なるべく書面方式にならないほうがいいなど、ならなくてもできるような体制というのを取ってほしいと思います。

それで、今松本委員のほうからもウェブ会議のことがありました。実際に市のほかのところではいろんな会議、ウェブ会議をやっていたりするんじゃないかと思えますけども、今回附属機関でウェブ会議をやったという事例はあるのでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 実績といたしましては、今のところ私どもが把握しているのは1つでございます。いじめ重大事態調査検証委員会というのがございまして、こちらでウェブ会議を開催しております。以上でございます。

○渡部 書面よりはウェブ会議のほうがいだろうなというふうに思います。ただ、ウェブ会議を開くにはWi-Fiの環境があったり、タブレットだとか、学校の場合はその貸出しというのが議会の中でも議論されていましたが、そういう例えばWi-Fiとか、タブレットとか持っていない方に対して、積極的にそれを提供するなりして、緊急のときにはウェブ会議を開けるような環境を柏市が例えばつくるとのことってあるんでしょうか。通常持っている人の場合はいいけど、そうじゃない人が会議に入れない、その人のためには柏市が何らかの補填をすとかいう、そういうことも今は考えているんでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 渡部委員おっしゃるとおり、貸出しにつきましてはやはり考えたほうが良いと、私どももそのように思います。ただ、現在新型コロナウイルスの蔓延下で機器が非常に手に入りづらくなっておりまして、今運用できるのがノートパソコン5台程度となっておりますので、現実的にウェブ会議するにはもう少し時間がかかるかなと。そのほかにも委員の中では操作説明が必要だとか、隣についていなきゃいけないだとかという場合も考えられますので、そういった環境を整えながらウェブ会議を考えていきたいと思っておりますので、今後の検討課題としたいと思います。以上です。

○渡部 分かりました。もしかすると本当に必要になってくるかもしれないなと思うし、操作、結構大変じゃないかなと思いましたが、これについてはぜひ環境を整えるということの検討を進めていただきたいなと思います。以上です。

○古川 2号についてなんですけども、直近の要は新設とか、いわゆる特殊勤務手当のなくしたりとかという、ちょっとこれまでの簡単な経過というか、そこを教えてくださいいただけますか。

○給与厚生室主幹 直近の改正で申し上げますと、市立高校の教員の特殊業務手当を県の改正に合わせて改正した、平成30年11月に改正を行っております。以上です。

○古川 今回の件というよりも、最後に頂いた資料の、要は今の柏市の特殊勤務手当の一覧というのがあるって、それぞれ時代の要請とか、様々な背景で設置をされたんだろうなというふうに思うんですが、例えば滞納整理手当というのもついていて、でもやっぱり市の、例えば債権管理室ができたりとか、そういう中でかなりこういうものはそれをメインの仕事として多分やるような話なんだろうなと。どういうところにこの手当が出ているかというのを、できれば、本来であれば事前にちょっといろいろ聞きたかったんですけど、こういう状況なんで、また後で機会を見てお話をさせていただきたいと思うんですけど、やはり柏市の市役所の組織の要は再編とか、そういう中で、やっぱりもう一度見直していく必要があるのも何となくあるんじゃないのかなというちょっと感触があったので、後ほど結構なんで、どういうところで、どれぐらいの人数で、どれぐらいの金額が出ているのかというところをちょっと資料をいただくとありがたいなというふうに思います。2号はこれで結構です。

あと、4号なんですけども、私も何か最近いろいろ前のことを忘れるようになっていかなと思うんですけど、こういういわゆる条例を要は束ねるというんですかね、そういう形で議案として上程されたことって今までありましたっけ。今回いわゆるコロナの関係で、それぞれの設置条例の一部を改正するという事で、一本一本じゃ大変だからということで、多分これ1本にまとめて議案として上程していると思うんですけど、こういうやり方って今まで何か過去に例がありましたか。

○行政課長 同じ提案の理由で目的が同じであれば、条例を複数まとめて改正するのは実務上行っております。ただ、今手元に過去の直近の例ですとか、そういったことをちょっとお示しできないんですが、多くあるのは、例えば給与条例ですとか、特別職の報酬条例とかを、2つですと及びでつないだ条例改正をしたり、3つ以上になりますとこのような等ということで、束ねたような条例を行って改正を行っています。すみません、実例ちょっとお示しできないんですが、やるケースとしては、提案する理由が1つかどうか、改正する理由が1つかどうかというところで判断して改正を行っています。以上です。

○古川 今回は、こういうコロナウイルスの関係でそういうところを、書面もいいですよとかいうところを見直すというところで1つにまとめたんだと思うんですけども、審議会のそれぞれやっぱり性格というか、かなり政策的というか、いろいろ本当に皆さんの意見を聞いて、ある意味政策の方向性をつくっていくような審議会とか、言葉はよくないですけど、ある程度本当に最終的に有識者の方の御意見を聞いてというところで、やっぱり審議会の性格ってそれぞれあると思うんですね。で

すから、それによって別に対応を変えろというわけじゃないんですが、ちょっと気になったものですから、ちょっと今までのやり方をもし分かったら後で教えていただきたいと思います。

あともう一つ、いわゆる委員さんに対する報酬はどうするのかなというところをちょっと実は気になっていまして、今まで出席された人に出しているという運用だと思うんですが、こういう形になってくると、基本的に出席したかしないかというのは分からないわけですので、そこら辺はどういう運用を考えていらっしゃるのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○情報・業務改善課副参事 今回の書面方式による開催の報酬につきましては、委員の皆様から最終的に意見書を御提出いただくことになっておりますので、その意見書を御提出いただいた委員の方に報酬を支払う運用とさせていただきます。以上でございます。

○古川 別に皆さん報酬のためにやっているわけではないと思うんですが、そこはしっかりやはりお伝えいただいたほうがいいかなというふうに思うんですね。というのは、いろんな審議会を私も、そんなにたくさん傍聴しているわけではないんですが、はっきり言って一言も言わないでいるだけの方も結構いらっちゃって、でもそういう方にも実際には報酬が多分支給されているんだと思うんですよ。ですから、そういう実態を考えると、何らかの事前の準備なり、意見の表明なりというほうをしてくれるということで多少報酬の支払いの有無を決めるというのは、別に書面方式をやれと言っているんじゃないんですが、そういう中身的に考えると、別に悪いことではないかなということも正直思っているんで、実態を見るとですね。別にこれをやれと言っているんじゃないですけども、そういうところはありますので、ぜひそこはそういうことになりますよというところは周知をしていただきたいなというふうに思います。委員さんの中には、実際にこの審議会の開催時間も基本的に座長さんとか、会長さんの何か都合で決められているようなところがあって、だから結構早い時間に開く審議会があったりとか、逆に結構夕方に近い時間に、基本的に会長さんとか座長さんの都合で決めているんだと思うんですけど、そういうところも含めて少しもうちょっとこれを機にやっぱり発言はしてくださいみたいなことも言ったほうがいいかなってちょっと思いましたので、そこ併せてちょっと考えていただけるといいなというふうに思います。以上です。

○林 2号についてでございます。一般職職員給与条例の一部を改正する条例ということで、今回新型コロナウイルス感染症により生じたという形になっていまして、時宜に適切に対応されているというふうに思っております、よろしいというふうに思うわけでございますけれども、ただ、感染症は様々今後も発生するというふうに考えられますし、新型インフルエンザもこれ毎年、毎年というか、適宜そういったところも出てくるわけでございますけれども、こちらだけではなく、ほかの感染症とかに対するこういった作業に対しての手当というのは、どういう形になっていらっしゃるのでしょうか。

○**給与厚生室長** これまでの従来のものでは保健衛生業務手当の中で感染症の対応というのは基本的にされてきております。今回コロナウイルスの問題が発生しまして、国のほうが防疫等作業手当ということで、その中の特例としてコロナウイルスの対応についてはここで充ててきましたけれども、今後また新しい感染症ですとか、感染症に対する作業の取扱いですとか、そういったものが見直される中では、保健衛生業務手当の拡充などになるのか、あるいは本来業務として整理されるのか、それぞれそのときの状況に応じて、大本としては国が設定するものに準じて考えていくことになると思います。以上です。

○**林** 今御答弁がありましたように、本来の業務なのか、あるいは追加業務なのか、様々なことが対応になってくると思いますので、そのたびにこういったことに対しては適切に説明できるような形を取っていただきたいというふうに思っております。ちなみに、こちらの条例の公布、施行が令和2年の1月27日からという、この条例が、改正が認められたらそういう形になっているんですが、この日にちというのは、どういうことが基準になっていらっしゃるんですか。

○**給与厚生室長** こちらも今回の国の通知にありまして、国の設定している日に同じく遡及をして適用しようとしているものになります。以上です。

○**林** 国からこういうようなお知らせというか、改正についての話があったということなんですけど、やはり国からこういう形になったという説明ではなく、こういうことがあったので、この日が設定されたというような説明を求めていたわけなんですけども、国からこういうふうに言われたからこういう形で改正というよりは、市で考えて、独自で市の状況を鑑み、これを適用したという、そういう説明というか、考え方も持っていただきたいなというふうに思っております。

○**給与厚生室長** 補足させていただきます。御指摘いただきましたとおり柏での作業も発生しましたのが対象となる業務が1月の末からになりますので、今回は国の想定している日に遡及することで柏の業務も全てカバーできますので、このようにさせていただきます。説明が不足で申しわけございません。

○**岡田** それでは、私からも質問させていただきます。最初に、議案第2号についてです。防疫等作業手当。今回PCR検査や検体搬送がこの手当の対象となっていないという御説明がございました。やはりこうした手当についても危険を伴うやっぱり特殊な手当でないかと思っております。それについての御見解をお示してください。

○**給与厚生室長** おっしゃるとおりPCR検査などは、今回こちらの手当の対象とはならないということで、保健衛生業務手当のほうで対象としております。何を基準に決めていくかというところがございますけれども、今回については場所の要件と内容の要件ということで国のほうで定めているものに準じておりまして、保健所の検査室の中で行われているということで、今回は今の時点では要件を満たさないということで、そこで線を引いております。以上です。

○**岡田** 他市の中で、この作業手当を拡充しているところとかございますでしょう

か。あるいは対象となっている保健衛生業務手当、現在400円ということですが、この支給額、引上げを検討していたり、既に引き上げているというような市町村というのはございますでしょうか。

○**給与厚生室長** こちらで把握している範囲では、こちらの拡充ということでPCR検査をこの中に入れたりですとか、あと金額のほうを上げるという検討は今のところ私どもは伺っておりません。以上です。

○**岡田** できれば副市長に御答弁いただきたいんですけども、今回のコロナ対策については保健所の役割というのが、これはもう本当に全国的にこれほど重要なのかということが改めて分かってきているかと思えます。そしてまた、これからまだまだその業務というのが、大変な業務が続くということも想定されます。そうした中で、保健師さんの例えば取り合いというんでしょうかね、市町村によって多く獲得をするということも想定されます。そんな中で、例えば時限的になんですけども、こうした保健衛生業務手当のような手当を時限的に引き上げる、そういったことというのをぜひ考えていただきたいと思っているんですが、御見解をいただきたいと思えます。

○**副市長** 保健所の体制強化については、これから短期的、それから長期的に検証しながらどのような体制にしていくかというのをこれからやっていかなきゃいけないと思うんですけど、保健師等のそういう職種の採用に当たって、この特殊勤務手当を結びつけるのは、ちょっと違うかなという、あくまで特殊勤務手当は作業に当たった者に対しての特殊勤務手当なので、処遇とはまたちょっと別に切り離して考えていかなきゃいけないかなとは思っております。以上でございます。

○**岡田** 今回の2号議案については賛成するつもりでございますので、この議論はここまでにしたいと思うんですが、とにかく体制の強化というのは、間違いなくこれからも必要なもので、ぜひ人員確保と結びつけるような、手当に限らず何か考えて対策を取っていただきたいと思えます。2号議案については以上です。

続いて、4号議案も少しだけ質問させてください。先ほどからウェブ会議のお話が出ていると思うんですが、頂いた資料の中でウェブ形式による附属機関の会議というのは、ウェブ環境を確認の上、条件が整う場合には開催を検討するというところで、ウェブ環境については先ほどもお話がございましたので、ここはおおむね分かりました。そのほか条件が整うというのはどういったところを想定されているのでしょうか。

○**次長兼情報・業務改善課長** 今回の場合のこの条件と申しますのは、例えば操作ができるだとか、操作能力があるだとか、それからウェブですので、ある程度の情報流出というものも考えなければならないということでございますので、非常に機微な情報が話されるような部分につきましては、ウェブ形式のセキュリティーを直近で確認して、そういったソフトが対応できるようであればそれを採用するというところで、ちょっとその辺のソフトウェアにつきましては日進月歩でございまして、条件つきでございますので、こういった表現を取らせていただきました。以上でござ

ございます。

○岡田 先ほど既にウェブ会議等で開催されているというのが1事例ということでしたが、今後の見込みとかについて最後お聞かせただければと思います。

○次長兼情報・業務改善課長 ウェブ形式につきましては、今後、今実はコロナウイルスの緊急事態宣言というのが解除になってございますので、今後の見込みを各所属に聞いてまいりますと、なるべく会議のほうで対応していきたいというようなお答えをいただいております。また第2波、第3波という事態になったときにそういった方針が変わるかなと考えております。今のところは、ちょっと把握できておりません。以上でございます。

○委員長 では、ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 では、まず議案第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。併せて関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 では、まず初めにここで総務部より発言を求められておりますので、よろしくをお願いします。

○行政課長 今回議案第12号で提案しております訴えの提起につきまして、御報告すべき事項がございますので、貴重なお時間をお借りしまして、御報告させていただきます。

議案第12号の1のほうで、(2)の被告で、イの三峰無線というのがございます。

こちらの所在地につきまして、議案書では東京都中央区日本橋馬喰町一丁目8番8号と表記しておりますが、同社は令和2年6月1日に神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地に移転しておりました。旧本店所在での閉鎖登記が令和2年6月8日に行われており、昨日、6月16日に登記簿を取得したところ、このことが確認されました。今後議長宛ての文書を送付し、6月24日の議会最終日に御報告させていただく予定としたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 確認しました。では、委員におかれましては、ただいまの報告を踏まえた上での御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議案第2区分、議案第9号、財産の取得について、災害対応特殊救急自動車、議案第10号、財産の取得について、災害対応特殊消防ポンプ自動車、議案第12号、訴えの提起についての3議案を一括して議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。委員の皆様、いかがでしょうか。

○松本 まず、9号について伺います。これまでとの装備の違いについてお示しく下さい。

○参事兼警防課長 現在沼南消防署に配置している救急車と比較して変更した点につきましては、救急車内での感染防止のための細菌やウイルスなどを除去分解するオゾンの除去装置、それから消臭器を設置しております。ただ、これは今回新たに設置したわけではなく、2年前に更新した車両から順次この機器を導入してございます。変更点については以上でございます。

○松本 このたびコロナの影響を受けて、様々なところでいろいろな施設、そのほか変えているところがあると思うんですが、消防関係でこういった変更というのはあるのでしょうか。

○参事兼警防課長 救急車両につきましては、従前から細菌とか、ウイルスとかの対策はしているような状況でございますので、今回に限ってということではございません。以上です。

○松本 次に、10号のポンプ車ですが、これは車両が現有車に比べて大幅に小型化されております。この理由についてお示しく下さい。

○参事兼警防課長 今回この車両を選定した理由ですけれども、西原分署というところに配置する車両でございます。地域防災計画の中に防災カルテというものがございまして、住宅の密集度とか、それから人口の密度なんかを指標で表しているものがカルテになってございます。この西原のエリアにつきましては、人口密度が市の平均の2.4倍ということで非常に高く、建物の密集度についても市の平均の2.8倍ということで、市のコミュニティーの20エリアの中では3番目に市の建築物の密集度が高いというようなエリアでございます。そういった中ですので、消防車両についてはできるだけコンパクトな車両がやはり火災をはじめ災害現場まではできるだけ消防車が接近できるということがやっぱり理想になるということでございます。今

回の導入した車両につきましては、現在西原分署に配置している車両から長さが1メートル36センチ短くなってございます。また、幅についても34センチ幅が狭くなっておりますので、西原分署のエリアにつきましては西原とか伊勢原、それからみどり台なんかについては、主要な道路から一本住宅地に入ると、4メートル道路の非常に狭い道路がたくさんございます。そういった道路についても1回で車両が曲がれるというようなことになりますので、今後は新しい車両になれば、消防活動の迅速性とか効率性ははるかに向上するということを見込んでこの車両にしました。以上です。

○松本 西原地域においては、道が細いところが多数あると思います。現有車において、これまで消火活動に支障を来していたということはあったのでしょうか。

○参事兼警防課長 現有の車両については、5メートルの道路の直角の道路を曲がることはできるんですが、4メートルの道路ですと、隅切りがしてあるもしくは切り返しをして進入していくような形になっております。ただ、車両自身が近くに、現場に駆けつけるというよりかは、車両に軽車というホースを積んだリヤカーみたいなものが後ろに積んでございます。それをホースを伸ばして消火活動を行うようなことが現状でございました。以上です。

○松本 ポンプ車においては、やはり水槽が必要になってきますが、水槽が小さくなることの影響はいかがでしょうか。

○参事兼警防課長 現有の車両が水槽容量が1,500リットルになっております。また、今回更新予定については1,300リットルの水の積載を予定しております。200リットル水が少なくなるということの御心配だと思っておりますが、火災のときにつきましては、消防車は通常消火栓とか防火水槽から水を取り放水いたします。消火栓とか防火水槽から水を取る作業時間が大体1分から1分30秒を要しているというような形になっておりますが、この作業の間に積載している水を放水することになります。今回の更新車両は1,300リットルですので、火災の初期の放水量は大体毎分500リットルから650リットルの放水をしてございます。なので、放水時間としては2分から2分30秒は可能ということで、作業時間の1分から1分30秒と比較すると、消火栓や防火水槽の放水開始するまでの水としては、この1,300リットルで十分足りているというような判断をしております。以上でございます。

○松本 次に、第12号について伺います。平成24年度に発注が行われて、公正取引委員会では平成29年に排除措置命令が出されています。それが今の時期の訴えになったことの理由についてお示してください。

○参事兼企画総務課長 公正取引委員会のほうで発表された製造メーカー5社に対しては、直接契約した業者に対しましては談合のことについて問い合わせしておりますが、柏市の契約に関しましては三峰無線と間接契約でございまして、消防局といたしましては談合に関する客観的な証拠をどれぐらい入手できるかというのを、それと様々なリスクに対して最終的な判断が必要となりますので、公正取引委員会では個別資料を一切公表してございませんので、柏市独自のほうで損害となる違反行

為、損害、因果関係等の証拠を集めなくてはならなかったので、十分な証拠を提示しなければ、裁判所といたしましても柏市の請求を棄却せざるを得ませんので、断定できる証拠を十分に入手するために現在に至っております。以上です。

○松本 公正取引委員会によると、代理店などに落札させる場合には当該代理店等と相談して決定すると、このようなことがあるわけなんですけど、29年のこの排除命令からどのような調査を行ってきたんでしょうか。

○参事兼企画総務課長 まず、この発表に合わせまして、ちょうど2月2日に発表されていまして、次の3月から弁護士の方と相談をいたしまして、計10回ほど相談、それと裁判を起こしている他市の状況の資料、それと東京地方裁判所に裁判の傍聴を2回ほど行きました。それと、富士通ゼネラルと公正取引委員会が、富士通ゼネラルは談合を認めておりませんので、今現在争っておりますその裁判記録の傍聴、そういった資料を集めておりました。以上です。

○松本 去年の8月に監査請求が行われております。この監査請求の段階では、まだ訴訟に及ぶということではなかったという判断だったんでしょうか。

○参事兼企画総務課長 資料もまだそろっておりませんので、その段階では証拠は不十分な段階でした。以上です。

○松本 そうすると、去年の8月から今年1月までの間に証拠が集まったということでしょうか。

○参事兼企画総務課長 そのとおりでございます。

○松本 その証拠の内容については、係争中で恐らく言えないとは思いますが、これはこの裁判が終わったらきちんと公開されるということでしょうか。

○参事兼企画総務課長 内容につきましては、ちょっとお話しはできないんですけども、裁判が進む段階でその辺の裁判記録とか残っておりますので、終わりましたら御報告できると思います。以上です。

○渡部 まず、9号から伺います。9号の救急自動車については、更新計画の中では7年から9年というのが更新時期ではないかなと思います。今回10年経過しているというのは、更新計画からはちょっと遅かったのではないかなと思いますが、その点はどうでしょうか。

○参事兼警防課長 委員おっしゃるとおり更新計画よりは少し遅れぎみになっているということが現状でございます。ただ、ただいま更新計画につきましては、平成30年度に策定いたしまして、3年ごとに見直す予定でございます。3年ごとというので、本来であれば来年度見直しの予定ではあるんですが、最近の救急件数の増加に伴いまして、今年度改めてまたちょっと救急車等につきましては更新計画の見直しをしまして、車両が適正な維持管理をされていく中で運用できるような形でちょっと見直しを考えておりますので、その見直しの中で少し更新の計画を早める予定でございます。以上です。

○渡部 走行距離についても伺いたいと思います。多分12万キロが以前の更新計画

では走行距離の基準だったのではないかと思います。今回18万キロですよ。たしか走っているのが18万キロ。これも何かすごく距離長く走っているなというちょっと印象を持ちまして、今更新計画、見直しをするということでしたけども、やはり特に救急車両の場合には出場回数というのが非常に増えていると思います。それで、この更新計画というのも実態に即してやはり見直してほしいし、本来だったら12万キロのところを18万キロも走っていたということでは、何か車両に不具合ですとか、特に整備点検しなきゃいけないということが増えていたんではないかなという心配もするんですけども、そういう点はどうでしょうか。

○参事兼警防課長 走行距離が伸びますと、やはり重大な故障というようなことで、運用にちょっと支障を来すような故障が発生するのが現状でございます。したがって、走行距離につきましても救急件数の増加に伴ってやはり伸びてくるようなことがありますので、なるべく基準以内で更新できるような形で、重要な修理、重大な修理が発生する以前にやはり点検等で未然に整備を図っていくというような形で体制を整えたいと思います。以上です。

○渡部 ぜひ不具合を来さないように更新計画、しっかり守って更新していただきたいなと思います。

それで、これどちらも現在の車両については廃車にするということです。以前競り売りという言葉がありまして、以前消防車両について競り売りをしたときがあったなと思いました。今回この廃車にするというのは、何か競り売りという検討の該当にはなかったということなんですか。

○参事兼警防課長 廃車にする車両は、現在旭町消防署に配置している非常用車両を廃車する予定でございます。旭町消防署の非常用車両については、やはり走行距離が相当走っているということもあるんですが、以前国のほうから13年と16年に消防車両の廃車のときに適正な処分というものの通知が出ておりまして、抹消登録をしっかりと行うということが趣旨の通知でございます。中にはやはりアジアとかアフリカ等の開発途上国に対して、外国への車両の寄贈というようなことがありましたが、今回の車両につきましてももう二次利用というか、そういった形で利用できるようにもうないので、廃車というような判断をしました。以上です。

○渡部 私のちょっと記憶に間違いがなければ、競り売りしたときはその車を使うのではなくて、例えばいわゆる鉄の塊的ですよ。そうしたら、そういう要するに鉄くずの材料みたいな、そんな説明があったようなちょっと気がしたんです。廃車にするというのは、廃車の後、その車はどうなるのでしょうか。

○参事兼警防課長 委員おっしゃるとおり競り売りにされた車両については、もうスクラップになるというような形でございます。以上です。

○渡部 廃車とスクラップとの違いといいますか、それがちょっと分からなかったもので、廃車って普通、通常車なんかも廃車するときにお金がかかったりとかします。だけど、スクラップにしたときには多少なりとも、今の時代ちょっと入るのかどうか分かりませんが、それが何か少しでも収入になる道というのがあるのかな

という立場でのちょっと質問だったんです。

○参事兼警防課長 基本的にはスクラップになるということなので、鉄の目方が幾らというような形が、いわゆる引き取っていただける方の財源というか、お金になるのかなというふうには解釈しております。ただ、実際一つ一つの部品までが全部スクラップされて、鉄くずとして処理されているかというのは、ちょっとそこまでは確認はできておりませんが、基本的には廃車したものについてはスクラップになるというふうな考え方で考えております。以上です。

○渡部 これは結構です。

12号についてです。そもそものことからちょっと伺いたいと思います。平成24年のときには3社が応札して、それが三峰、沖電気、テレコムだったわけですが、この三峰無線と沖電気の関係というのは、一体どういう関係なんでしょうか。

○参事兼企画総務課長 沖電気は、デジタル無線の製造メーカーでございます。三峰無線は、その販売店に当たります。以上です。

○渡部 そうすると、そもそも製造業者と販売業者、三峰と沖電気というのは密接な関係だったわけですね。そういうときに、その3社が応札できるという、そこが私ちょっと分からなかったんですよ。物はちょっと同じなわけですね。いわゆる特約店というか、三峰というのは沖電気に対しては特別な関係の特約店だったのかなと思うんですけども、そうしたらもともと製造している沖電気のほうが通常だったら安く応札できるんじゃないかなというふうに思ったんですけども、特約店であってもこの入札はつまり可能だということなんでしょうか。

○参事兼企画総務課長 今回の入札に関しましては、3社の金額がそれぞれありますけれども、沖電気、製造メーカーさんより三峰無線さんのほうが金額が安く、制限付一般競争入札でこういう結果になりました。以上です。

○渡部 すみません、ちょっと私の勉強不足ですけども、製造メーカーよりも特約店のほうが安く入札できるだとか、本来この三峰無線がそもそも入札参加の条件で満たしていたのかなってちょっと思ったわけです。これ沖電気が応札していなければまた別なんですけれども、沖電気の製品を三峰無線が特約店として入札に参加しているという、そういう関係が制度上、つまり入札参加要件をもちろん満たしていたからなんでしょうけども、そういったところがそういうことでいいのかなというふうにちょっとそれは素朴に疑問に思った点なんです。入札の仕組みとして、それは当然あり得るというんだったらそうなのかなと思いますけども、何となくちょっとすっきりしない部分を持っています。それで、今松本委員のほうからもお話がありました。住民監査請求というのは、多分去年の6月にあって8月に棄却された。棄却されたときに、柏市に対しては速やかに意思決定を行ってというような意見が柏市に対して付されています。そのときに消滅時効に係る期限があることからという言葉がありました。この消滅時効について、ちょっと教えていただきたいんですけど、説明してください。

○参事兼企画総務課長 消滅期限に関しましては、平成29年の2月2日に公正取引

委員会が談合したという業者を発表し、それから3年が経過するまでの間、その3年間がその期間となります。一応6月17日に住民監査請求があったんですけども、不法行為の存在は疑わしいんですけども、その辺は推察できるものの確たる証拠が見当たらないということで、この時点では住民監査請求は棄却されましたけども、うちとしましてもいろいろ資料を集めまして、その期間までに様々な資料を集めて、裁判に提起しようと考えて、今までの動きになります。以上です。

○渡部 今お聞きしますと、時効ぎりぎりなんですね。これは、消滅時効が延びたのか、あるいはぎりぎり間に合ったのか、時効を延ばせたというのもちらっと聞いたんですけど、そういうことではなく、何とか3年のぎりぎりです今議会だったということなんですか。もしこれ安全な対策というか、取るんだったら、前の3月議会のときにでも上程すべきだったのではないかなと思いますけども、その辺の時間的な関係というのはどうだったんでしょうか。

○参事兼企画総務課長 東京地裁のほうに裁判記録とか、ほかの裁判を傍聴して見まして、12月ぐらいまではその資料を見るだけで、今年に入りまして1月に裁判記録を謄写、内容を書き留めるだけしかできなかったんですけども、それを謄写して1月の中旬に行きまして、それを基に弁護士さんと相談して、1月29日で、2月2日になりますので、それに間に合うように相手方2社に対して損害賠償請求を行っております。以上です。

○渡部 ちょっと今分からない部分もあったんですけども、とにかくぎりぎりだったということなんですか。

○行政課長 時効前に請求をしておりますので、民法で時効の中断というのが半年あります。半年以内に訴えの提起をすれば、それで時効はさらにもう中断したままになりますので、訴訟継続中は。ですから、今回6月で十分間に合うと考えております。以上です。

○渡部 分かりました。今みたいに説明してもらえば分かります。今6月議会に出ているのに、2月の2日で3年で時効の中断があったというそれがどこにも多分なかったと思うんですよね、その説明の中には。ですから、説明文書の中にもぜひそういうのを盛り込んでいただければなと思いました。なかなかこれ勝訴をしているというところはまだ出ていないんじゃないかなと思いますけども、現在の裁判の状況で、訴えして勝訴したという事例ってあるのでしょうか。

○参事兼企画総務課長 今のところ争っている段階で、勝訴したということは伺っておりません。以上です。

○渡部 多分近隣市でも同じような事態あると思うんですね。近隣市の中で、裁判に今訴えているという自治体はあるのでしょうか。

○参事兼企画総務課長 近隣市、流山市さんとか松戸市、八千代市さんとかも沖電気さんと三峰無線さんの契約でございますので、同じように裁判を争うような形になります。以上です。

○渡部 争うような形というのは、まだ訴えていないということなんですかね。

鎌ヶ谷市がもしかすると6月議会に出していますかね。近隣市の状況って当然把握されていると思いますが。（「どこも6月やっていますよ」と呼ぶ者あり）やっている。

○参事兼企画総務課長 流れとしては、他市も同じような状況であり、県内だと7市に関してはそのような動きになると思います。ただ、他市に関しては、どこまで進行しているとかは、こちらではちょっと把握してございません。以上です。

○渡部 この問題は、住民監査請求があったときに、私は柏市としてやはりきちんと訴訟を起こすべきだったのではないかなというふうに思っています。ただ、時効が中断して、間に合って、6月議会ということでしたので、これはもちろん賛成する案件ですけども、なかなか状況証拠がそろわないとか、いろんな監査請求のときにも言っていますけれども、やはり疑わしいことがもう推測できて、公取委でもそういう判断出たわけですけども、その前からもう問題っていろいろ指摘されていたわけですから、やはり速やかに柏市として毅然とした対応というのを取っていただきたいです。今後とも。以上です。

○古川 すみません、今の12号なんですけども、消防局ということで、消防局のほうでいろいろやられているんだと思うんですよね。ただ、今のお話聞いていると、消防局の人が何か裁判傍聴行ったりとかという話だったと思うんですけども、それが本当に、すみません、ちょっと言い方気をつけないといけないんですけど、本当にそれが効果的なのかどうかってやっぱり検証は必要だと。だって、皆さん法律の専門家でないと思いますし、行ってどれだけのものを収集できるのかとか、もちろん行政側もそれに関わっているんでしょうし、弁護士からいろいろ言われてやっているんだと思うんですけども、何か市全体で見たときにそういう考え方でいいのかなというのは、ちょっと実は今聞いていて疑問に思うところはあるんですよ。そこら辺は、ちょっと今ざっくりした聞き方になってしまいましたけど、どういう組織としての対応なのかというところを少し、例えば教育委員会だったらどうだとか、いろいろあると思うんですけど、そこら辺ちょっと説明してもらえますかね。

○行政課長 今回の案件も昨年度、先ほどからお話ありますように住民監査請求等行われております。そういったときにも、その前からこういった事実を公取委と排除措置命令、29年ですので、行政課のほうに担当課、消防のほうから相談ありました。その当時は、まだ弁護士を含めての相談等などは行っておりませんが、だんだんと他の自治体の裁判の進捗ですとか、先ほど消防のほうからも御紹介ありましたが、沖電気以外のメーカーと公取委が争っているような裁判がだんだん進捗して、少しずつ証拠がというか、見るようになるようになりました。傍聴でというよりも、実際証拠を見るのに、証拠出たもの、閲覧の請求等をして見ていることが多いものですから、それについては業務の役割分担として消防局、事務方のほうの方をお願いして、実際の訴訟なんかも見ていただいたということでございます。それを実際見て行くのにどうしても時間がかかりますが、他の自治体、消防とも連携して作業を行っていただいているように聞いております。以上でございます。

○古川 ネットで検索すると、ちらほらそこら辺のことが、例えば広域でやっているとところなんか結構早く訴訟を提起したりとかいうのがあって、それぞれ公の方たちがやっているの、そこまで証拠が不十分でやっているとも正直ちょっと思えない。これは分かんないですよ。柏市がより慎重にやっているのかもしれないですけども、結構早い段階でもう訴えているところがあって、もちろん早く訴えて、それで証拠が整わないで負けるんじゃないでしょうがないでしょうという話もあるのかもしれないんですけど、そこまでほかが軽々に訴えているのかなって。当然弁護士も入ってやっているんだと思うので、一番早いところで、もし分かればどれぐらいの時期に訴えを提起していますか。全国のトレンドの中で。

○参事兼企画総務課長 早いところだと岐阜市さん、その辺が平成30年度に訴えの提起をさせていただきます。以上です。

○古川 そうすると、私が調べたときにはそこら辺のも出てきたし、何か広域でやっているようなところも、たしかもう訴訟を提起したりとかということをしているので、別に早いとか遅いとかという話じゃないんですが、そこまで証拠を集めるのに時間がかかったとかという、沖電気だからという話でもないと思いますし、だから何だったのかなって正直ちょっと疑問に思うところがあるのですよ。より慎重にやりましたと言え、幾らでも慎重にやったって言えるわけで、ただやっぱり消滅時効の前に提起すればいいだろうと言われれば、そういう話でありますけど、やっぱり公金を使っている話ですので、あまりそこはどうなのかなという気は正直するんですよね。ですから、これ以上言ってもしょうがないんですけど、ちょっと後でもうちょっとそこら辺は詳しくお聞かせいただきたいと思うんですよ。役所の組織の部分あると思うんですけど、やっぱり基本的には柏市なわけありますから、どういう形でそれぞれの独立した局であったり、委員会であったりということがこういうふうになったときに、どういう感じでやっているのかと、そこにやはり非効率がないのかということですよ。そこは、後でまた教えていただきたいなというふうに思います。

○副市長 今効率の問題なんですけど、断片的だと消防が中心になっているんですけども、それはその時々しっかり専門部署である行政課が関わったりとかということで、それは連携をしております。ただ、やっぱり発生部署が関わっていかないと、これを全部行政課が受けるというふうになると、全部丸投げされちゃうような部分も出てきちゃうので、それはまず原因部署がしっかり中心になりつつ、様々な関係部署が横断的に連携をしていくというやり方を上手にやっていくしかないかなとは思っております。それから、今回遅れた理由なんですけども、私も一部しか聞いていない、顧問弁護士のほうから、やはり無意味に訴訟に出してもやっぱり勝てない裁判になってしまうだろうということで、ある面証拠を取らなきゃいけないというところのアドバイスを優先してきた部分もあるのと、それから他の自治体ではやっぱりうちが三峰無線というところと沖電気というところの相手方が違うことがあって、ちょっとその辺が差になっている可能性はあるかと思えます。以上でございます。

す。

○古川 そうすると、あとは先ほども議論にありましたけど、やっぱり入札の段階で何か工夫ができないのかなと。ですから、直接契約をすれば、基本的には約款の中で要はお金がちゃんと取れると。ただ、その間に要は代理店が入ると。要はそれができないという、簡単に言うとそういう話じゃないですか。ですから、何か性悪説みたいな話になっちゃいますけども、やはり約款でそういうことがある程度言うことができないのか、変な話、当然こういうことはないという前提で皆さん、業者の方も入っていると思いますので、そこを何か逆に、いやいや、そういうことはできませんよというふうに業者から言うというのもどうなのかなというところもありますし、あとは契約の当事者が公権力のほうですので、あまりそういうことを言っちゃいけないのかとか、そこら辺のニュアンスがちょっと分かんないんですけど、いずれにしてもこういう話を聞くと、直接契約しているところはお金が入ってきて、間に代理店が入るとそれができないと。しかも入札の段階では、別に直接応札もできるし、入札、応札もできるし、代理店でもいいという話になっちゃうと、何かこれを機に今後どうするのかなというところがちょっとよく分からなくて、もちろん裁判の勝ち負けはあるんですけど、やっぱり再発防止というところで何ができるのかということ、もうちょっとどのようなことを考えているのかということのをちょっとお聞かせいただきたいです。誰が答弁になるか分かんないですが、契約課になるのか分かんないんですけど、ちょっとそこをお聞かせいただきたいですね。

○契約課長 幾つか御指摘あるんですけども、まず独占禁止法の中で、処分の名宛て人、排除措置命令を受けた名宛て人にしか効力が及ばない、損害賠償請求は及ばないという法律がございます。ですので、落札業者が三峰であると、どうしても沖電気が名宛て人であると損害賠償請求は法律ではできない。そうなると、柏市で個別に三峰と沖電気が談合したという証拠を集めないで請求できないという流れになっています。あと、契約書の約款の中には当然三峰に請求できるというふうに記載がありまして、しかもそれは10分の2、建設省の標準約款ですと10分の1ですが、柏市は2倍にしているという状況がございます。以上です。

○古川 こちらが証拠をそろえないといけないというのは、これは裁判のルールだから、しょうがないんだと思うんですけど、だからそれをできないという前提の中でやっぱり公正取引委員会みたいなのが、要はそういうことをしないでちゃんと公正取引委員会がそれを変な話お墨つきを与えれば、それでそういう立証責任は要ははっきり言って免れるわけじゃないですか。そんな談合があったなんて、だってこちらが証明できるわけないのであって、だから何かそういうことをやっている一方で、何か繰り返しになっちゃいますけど、そこに代理店が入っちゃうとできないよって話になってくると、今後ちょっと代理店とのお取引は考えさせてくださいという話にやっぱりならざるを得ないんじゃないかなというふうに思うんですけど、メンテナンスとかいろいろ含めて、じゃメーカーが全部やってくれるのかとかって難しい話もあるんだと思うんですけども、繰り返しになりますけど、そこら辺

も含めてほとんどもうお手上げ状態というのが今の柏市の考え方ですかね。

○契約課長 若干補足をさせていただきます。平成24年度のこの無線の調達なんですけども、制限付一般競争入札の電子入札でございます。電子入札ですので、もちろん通信に登録がある等々の入札参加資格を定めております。ですので、広く電子入札で制限付一般競争入札で行うときに、代理店とメーカーを排除するような規定は通常入れません。ただし、指名競争入札で行う場合には、詳しくは申し上げられませんが、そのようなことを構成要素の一つとして考慮して指名はしております。以上です。

○林 今の古川さんのお話で大概、12号ですが、私も分かったんですが、先ほど渡部さんのほうからもありましたように物品の購入する際の入札について、関係するところが入札できるということについて、現在こういったことに対して、それをやめさせる、それを関係者が入札させないような方向性が望ましいというふうには私は考えておるんですけども、そういった改革って具体的に今何をやっていらっしゃるんですか。

○契約課長 制限付一般競争入札の電子入札において、繰り返しになるんですが、誰が応札しているのか、していないのか分からない。しかも消防の無線のような地域要件を最大に広げている国内の中で、メーカーと代理店を入札参加資格をなくすというような改革はなかなか聞いておりません。というのは、どちらを無効にするのかしないのか等々が、入札参加資格はもう応札の段階で無効になりますので、札を上げられません。ですので、より安く調達できるようにプレーヤー、応札者をより多くしたいというようなところで、どの市でもなかなかそういう入札参加資格自体をなくすという改革がしづらいのかなと思います。以上です。

○林 現状そういう形だと思うんですけども、やはり公金を扱って、それを適切に対処して、行政に必要な、今回の場合は無線でございますけども、そういったものを買わなきゃいけない。こういったところをぜひ、今すぐに改革というのは難しいにしても、今後こういったところがさせないような改革を随時やはり考えていく必要があるんだろうなというふうに思いますし、今回のデジタル無線だけではなく、ぜひそういったところにさらに目を向けていく必要があるというふうに思います。ぜひ今後も継続してこういったところに対しては取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

○契約課長 そのような制度を仮に導入するのであれば、今は指名競争入札を減らして、より制限付一般競争入札の電子でやる大きな流れがございます。逆に言えば、指名競争入札があれば、おっしゃられるようなやり方もできるのではないかと思います。以上です。

○岡田 私から1点だけ質問させてください。9号、10号議案です。先ほどやりとりの中で少し気になったんですけども、救急自動車、それから消防ポンプ自動車の廃車についてです。これは、費用を出して廃車するということでしょうか、両車とも。先ほどのお話ですと、抹消登録を確実にするようにと、これ通達とおっしゃい

ましたでしょうかね。そこら辺の御説明を最後していただきたいと思います。お願いします。

○参事兼警防課長 車両の廃車については、競り売りというような形で年に2回市の中で競り売りを行っている時期に合わせて引き取っていただくと。廃車していただいて、先ほど渡部委員がおっしゃっていたいわゆるスクラップ状態にしていただくような形での条件で競り売りをかけるというような状況でございます。以上です。

○岡田 それから、通達なりの説明もちょっと。それを確実にされているのかとか、そこら辺のお話もしていただければ。

○参事兼警防課長 国から、総務省消防庁から平成13年と16年に消防車両等の適切な管理及び処分についてというような通知が出ております。この通知の中の主な趣旨としては、解体を目的にして抹消登録の手続を行うというような形の趣旨で文章がうたっておりますので、この文章に従って解体等を目的としているというような形でございます。以上です。

○岡田 分かりました。ありがとうございます。

○渡部 以前会派に対する説明文書の中では、廃棄車両として競り売りを実施するという文言がありました。今回競り売りという言葉がないんですね。前回のときには競り売りの実績で過去32万4,000円柏市の収入になった、そういう説明文書があったときがあるんですよ。今回廃車はあるけども、競り売りという言葉がないのと、歳入になるという言葉もないわけで、つまり廃車はイコールスクラップにして競り売りで、売れた金額は柏市の収入になりますよというのは、いつの時点でもそうなのかどうか、もしそうだったら説明文書というのは統一していただいたほうがいいなと思って、何となく誤解が生じちゃうなと思うんで、その点だけ1点。

○委員長 ちょっと分かりやすく整理して、今回の議案についてということですよ。答弁お願いします。

○契約課長 契約課では、庁内の不要な、主に車両なんですけども、ごみ収集車であったり……

○委員長 取りあえず今回の消防局のものに対して、どのような処理をするのかを答えてもらっていいですかね。ごみのほうは環境ですよ。

○契約課長 消防の車両を契約課で競り売りといひまして、購入可能業者を呼んで価格を上げていく、市の歳入になるわけですから、手を挙げて1万円、次は2万円、3万円という俗に言う競り売りをやっております。その競り売りの消防の車両の条件が、スクラップにするという条件の競り売りをやっております。以上です。

○渡部 分かりました。だから、説明資料の中で、それもちゃんと加えていただければ、誤解ないわけです。

○委員長 今回競り売りしないんじゃないかと。

○渡部 そうそう、ないんじゃないかと思っちゃったわけです。言葉がなかったんで。

○委員長 じゃ、ほか委員の皆様、よろしいでしょうか。——それでは、なければ

質疑を終結いたします。

では、これより順次採決をいたします。

○委員長 まず、議案第9号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第10号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第12号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。併せて関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 では、次に議案第3区分、議案第14号、令和2年度柏市一般会計補正予算、当委員会の所管分についてを議題といたします。

それでは、本案について質疑がありましたら、これを許します。委員の皆さん、いかがでしょうか。予備費と学校給食のところですかね。よろしいでしょうか。——なければ、では質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

○委員長 議案第14号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査は終了いたします。

次に、専決処分についてを議題といたします。まず、報告に関係しない執行部の方、退席されて結構です。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

平成23年6月定例会において地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定についての改正が行われ、市長が専決処分できる金額が改正前の50万円から200万円になりました。これに関連して、50万円以上200万円以内の専決処分については定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。

今回該当する専決処分がありますので、執行部より報告を求めます。では、報告をよろしくお願いします。

○債権管理課長 令和2年6月5日に報告をしました専決処分についての2番、訴えの提起について報告申し上げます。

初めに、概要について報告いたします。本件は、市税、国民健康保険料及び介護保険料を滞納していた方と複数回にわたり納付交渉を行いました。自主納付に応じてもらえなかったため、滞納者が有していた勤務先への給与支払請求権を差押えしました。しかし、勤務先が差押えに応じず回収が見込めないことから、支払いを求める訴えを提起したものです。訴えを提起した裁判所は千葉地方裁判所松戸支部です。被告は、滞納者が勤務している有限会社サンケーホームです。被告は、履歴事項全部証明書によりますと、柏市豊四季に所在し、主な事業は不動産の売買、賃貸、仲介等です。訴えの目的の価格は187万4,670円です。目的の価格が50万円を超え200万円以内であるため、地方自治法第180条第1項により本年5月26日に専決処分を行ったものです。

次に、滞納発生から訴訟に至る経緯について、先ほどお配りしましたフロー図を用いて報告申し上げます。フロー図を御覧ください。左側の縦のラインで色のついていない部分は各債権所管課の流れになります。滞納発生から各債権所管課の対応について報告します。今回の訴えの対象ではありませんが、滞納した本人は昭和19年生まれの70歳代後半の男性です。平成23年10月に柏市に転入し、平成29年4月に転出する約5年半に賦課された市税、国保料、介護保険料を滞納していました。滞納額は、本日現在延滞金を含めて189万4,070円です。滞納当初は、それぞれの債権所管課で督促や催告、納付相談等を行い、債権回収に努めていましたが、市税については一度も納付がなく、国保料と介護保険料について、合わせて1万5,000円ほどの納付があったのみでした。そこで、フロー図で色のついた①番から④番になりますが、平成27年7月にこの3種類の債権を債権管理課に移管し、同時に納付相談業務を弁護士に委任しました。同年8月から12月の間に2回の面談と2回の電話相談を行いました。その間、⑤番ですが、国保料に1万5,000円ほどの納付があったのみで、毎月5万円の納付約束をしても一度も履行されなかったため、弁護士から給与差押えをすべきとの意見が出されました。この弁護士の意見を参考に⑥番、市で滞納処分を検討した結果、本人からの回収は困難と判断し、⑧、平成28年3月に滞納者の勤務先であるサンケーホームに1回目の給与差押えを行いました。この差押えに対して、サンケーホームは平成28年4月分の給与から平成29年3月分の給与まで、1年分については支払いに応じたものの、入金は常に遅れがちであり、平成29年の3

月分は8か月遅れの平成29年11月に入金されました。この間に回収した金額は、市税の本税及び延滞金に充当しています。しかし、その間にも新たに滞納が生じたため、平成29年12月に2回目の給与差押えを行いました。その後⑨、支払いがなく、連絡も取れなくなったため、⑩番、今回の訴訟に至りました。フロー図を用いた報告は以上です。最後に、訴訟提起後についてですが、訴状は本年6月11日付で裁判所に提出しております。通常ですと、2か月から3か月後に訴訟が始まることが多いのですが、今年は新型コロナの影響で4月と5月に予定されていた案件が中止されたまま再開の連絡がないので、本件の訴訟日時については未定の状況です。以上で報告を終わります。

○委員長 では、続けてもう一件御報告をお願いいたします。

○給与厚生室長 専決処分の1号ということで、御報告をいたします。平成27年に市の職員が運転する自転車と自動車の交通事故がございました。この職員のほうが休職の期間がございまして、その期間に支払われた給与について、事故の加害者である相手方のほうにこの給与の損害賠償請求を行ったものになります。今回示談の締結が令和2年6月8日ということで、この後、今請求の通知は行われておりますので、今入金を待っている状態になっております。以上です。

○委員長 では、本件について質疑があれば、これを許します。委員の皆様、よろしいでしょうか。

○古川 今の給与厚生室の件ですけれども、これはこういうことができるということが何か過去に分かってやるようになったという話じゃないですか。今まで何件ぐらいやっているんですかね。

○給与厚生室長 今回の案件が2件目になります。

○塚本 滞納のほうなんですけれども、訴えの提起か、のほうなんですけれども、今回の被告の有限会社サンケーホームと実際の滞納者の昭和19年に生まれた方の関係といいますか、それを教えていただけますでしょうか。

○債権管理課長 今委員さんからの御質問なんですけど、大変申し訳ないんですけれども、お答えすることによって滞納者の立場が明確になるおそれもありますので、その種の御質問にはお答えしかねるとというのが回答でございます。以上です。

○塚本 ちょっと形を変えて質問させていただきますけれども、この被告の有限会社サンケーホームというのは、従業員というのは何人くらいいるんでしょうか。

○債権管理課長 人数、今把握しておりません。人数の多い少ないによって我々の出すべきことが変わるわけではありませんので、通常人数までは把握しておりません。以上です。

○佐藤 今のに関連しまして、この有限会社サンケーホームの登記簿というのを取っているんですか。

○債権管理課長 直近6月に履歴事項全部証明書を取っております。以上です。

○佐藤 資本金は幾らなんですか。

○債権管理課長 500万円です。

○佐藤 登記簿には出ていませんけど、その会社の売上げとかって把握されているんですか。

○債権管理課長 少し古い情報なんですけれども、1,800万円の売上げがあると聞いています。これがいつの情報かと申し上げますと、平成26年の10月から1年間の売上げが1,800万円と聞いています。以上です。

○松本 この事故のことについて伺いますが、平成27年に事故があって、このときにはどのような示談等がなされたんでしょうか。

○給与厚生室長 27年の1件目の事故のときには最終的には市と加害者の間での示談で締結しておりまして、過失割合として加害者のほうが85、柏市側が15ということで示談を締結して、その割合で給与の支給分について損害賠償請求を行っております。

○松本 27年時点での示談というのは、どのようなものだったんでしょうか。

○給与厚生室長 27年度中の示談というのは、今回2件目に関する示談でございますが、失礼しました。今回は、加害者と市との示談の中で過失割合が相手方が95、柏市のほうが5ということで、その割合での積算をしているものになります。

○松本 ちょっと伝わっていないと思うんですけど、それは令和2年に行った話であって、27年にけがしたときにはどのような示談が行われたのかと。

○給与厚生室長 すみません。当事者間の示談が……そうですね。申し訳ありません。今先に被害者、加害者間の当事者間の示談というのがあるかと思うんですけども、申し訳ありません、その情報は今手元にございませぬ。

○松本 当事者間の示談のときに仕事を休まなければならないなどで、休業補償等を規定されていると思うんですけども、その点はどうなっていましたか。

○給与厚生室副主幹 休業期間につきましては、給与支給条例に基づきまして、基本的に休まれた期間に基づきまして、基本的に90日超えてきた場合には8割の減額という形になるんですが、今回の案件につきましては公務災害、通勤中の災害ということでございますので、こちらについて、休業期間のほうの補償については、全額支給という形で柏市のほうが御本人さんのほうに支給をしております。今回の損害賠償のほうの金額については、柏市が休業損害分として払った部分について、加害者の方に損害賠償請求ということで請求を行ったものになります。

○松本 私が聞いているのは、27年時点でのことなんですけれども、27年のときに休業補償等を加害者側から受けたりはしていなかったのかということなんですけど、いかがですか。

○給与厚生室副主幹 こちらのほうで公務災害の申請を受ける際に、本人から第三者との加害に関する示談の状況について聞き取りをさせていただいているんですが、休業補償に関する給付というのは行われていないということで確認をしております。

○林 事故の専決処分についてなんですけど、こちらの加害者と被害者との過失割合という話があったわけでございますけども、ちなみにこちらの方、自転車での通

勤をされていらっしゃるということで、自転車の保険というのは、入っていらっしゃるんですか。

○給与厚生室長 申し訳ございませんが、御本人の保険については把握しておりません。

○林 柏市として、自転車での通勤を認めているわけでございますので、これ27年ということでございますけれども、やはり自転車で通勤する場合は保険を強制はできないにしても推奨して、そういった状況を把握しておくことも必要なんじゃないかなというふうに。私は、ぜひ自転車で通勤される方は、そういった自転車での保険を入れていただくのが本当に望ましいというふうに考えるわけですが、そういったことも考えていただきたいなというふうに思います。

○岡田 一つ確認です。先ほど古川委員からあったと思うんですけども、ある時点でこういった請求ができるということを気づかれて、今回該当するものがあるかどうか探してこういった請求に至ったという理解でよろしいのでしょうか。

○給与厚生室長 おっしゃるとおりです。

○岡田 今準備しているとか、まだこういった事例というのは、ちなみにあるのでしょうか。

○給与厚生室長 今対応中のものが1件ございます。こちらは、損害賠償請求通知のほうを相手方に送った状態でございますけれども、当事者間、加害者、被害者間の示談がまだ締結されておりませんので、そちらを待っている状態になります。

○岡田 分かりました。ありがとうございます。市の職員の方とのコミュニケーションとかがやっぱりすごく大事なところだと思うので、そこら辺よろしく願います。以上です。

○委員長 では、ほかに質疑がなければ、以上で終結いたします。

では、以上で報告を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

○委員長 それでは、次に閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会を原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催

することを決定いたしました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開催日程については、いかがいたしましょうか。状況に合わせて判断させていただいてよろしいでしょうか。当面副委員長併せて。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、8月までありますので、そのときの状況で報告事項あれば開催したいと思います。

では、こちらは委員長、副委員長に一任願います。

○委員長 それでは、次に閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、御異議なしと認めます。さよう決しました。

○委員長 では、以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午後 零時 7分閉会